

保険文化論

鈴木辰紀*

今日ほどすべての人が様々な種類の保険に入り、その恩恵を受けている時代はない。なかでも自動車保険は、昭和40年以降、火災保険を抜いて第1位を占めている。その保険料収入は、1兆3,000億円を超え、全保険料収入の約30%にのぼる。その意味で、世はまさに自動車保険の時代なのである。しかし、ここで留意しなければならないのは、保険は「危険負担者」としての役割のほかに、加入者から支払われた膨大な額の保険料を運用する「金融機関」としても重要な役割を担っている点である。われわれは今後、この点にこそ注意を払わなければいけないのではないか。

Socio—Economical Aspects of Insurance

Tatsunori SUZUKI*

Today we live in an era in which the majority of people receive benefits from various kinds of insurance. The coverage ratio of automobile insurance has remained the highest of all categories since 1965, which had previously been occupied by fire insurance. Automobile insurance revenue exceeds 1.3 trillion yen, which corresponds to roughly 30% of total insurance revenue. In this sense, it can be said that we now live in the age of automobile insurance. But, we have to bear in mind that insurance plays a role in risk coverage as well as the crucial role of a financial institute managing an enormous amount of premiums paid by the insured. I believe that this is what we must focus on from now on.

1. 現代は保険の時代である

「現代は保険の時代である」というのが、私の率直な感想である。ではなぜ「現代は保険の時代」なのか。それは有史以来今日ほど、すべての人が多くの保険に入り、その恩恵を受けている時代はないと考えるからである。少し思いをめぐらせば分かるとおり、現代に生きるわれわれは生まれてから死ぬまで、あるいは朝起きてから夜寝るまで、いや夜寝ついた後も、いろいろな保険により守護されて生活しているといえる。

その点をいま少し具体的に指摘すれば、家を持ち家財を購入すれば、たいていの人は火災保険に入つて万一に備えるし、車を運転する人は、万一他人を傷つけることを恐れて自動車の対人賠償保険に入るほか、他人の車を傷つける場合に備えて対物賠償保険に入り、さらに自分自身の車が傷つく場合に備えて車両保険などにも入るであろう。そのほかに、結

婚して子供ができるれば、万一の場合の家族の生活保障のことを考えて生命保険にも入るであろう。また、大学を卒業して就職すれば、自動的に各種の社会保険、即ち健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険などに加入させられ、それらにより万一の疾病・傷害、老齢化、失業に備えている。

もちろん、これだけで万全だとはとても言えないが、これらいろいろな保険制度があるお陰で、われわれが日々安心して暮らしていられるのも事実ではあるまい。もしうでないという人がいるとすれば、この世に火災保険や生命保険、さらには自動車保険や各種の社会保険が存在しない場合を想定していただけば、これらの保険制度がわれわれに与えてくれている安心感の総量の大きさを改めて思い知ることであろう。

確かに、この世には保険嫌いを自称する人の少なくないことを私もよく承知しているし、私自身保険を好きかと問われれば余り好きだとは言えない。しかしながら、そういうわが家でも火災保険、自動車保険、生命保険および各種の社会保険に加入しているのがまぎれもない事実であるし、正直、これらの

* 早稲田大学教授
Professor, Waseda University
原稿受理 昭和60年1月12日

Table 1 保険種目別元受保険料構成比の推移（日本）
 Change of direct written premium structure
 by type of insurance (Japan)

年	種目	火 災	海 上	運 送	自動車	自賠責	傷 害	その他の
1902 (明治35)		58.0%	41.0%	1.0%	-%	-%	-%	-%
1926 (昭和1)		71.1	27.4	0.6	0.6	-	0.2	0.1
1935 (昭和10)		71.4	24.8	0.9	1.9	-	0.8	0.2
1951 (昭和26)		69.7	21.3	4.5	4.0	-	0.2	0.2
1955 (昭和30)		64.6	21.6	2.8	6.4	3.3	0.3	1.0
1960 (昭和35)		52.7	23.5	2.5	12.3	6.8	0.4	1.7
1965 (昭和40)		38.2	14.9	1.6	17.2	23.2	0.7	4.2
1970 (昭和45)		25.4	9.4	0.9	23.2	33.4	2.5	5.2
1975 (昭和50)		27.4	10.2	0.9	26.9	24.5	4.2	5.9
1980 (昭和55)		26.1	7.8	0.9	30.6	17.8	10.7	6.1
1982 (昭和57)		24.7	6.6	0.9	29.5	16.8	15.5	6.0

(出典) 日本損害保険協会「損害保険資料」No.84その他より作成。

保険に入らずに暮らすことはとても出来ない相談である。これら我が家で加入中の保険から、これまでに実際に保険金の支払いを受けたのは、社会保険の中の健康保険からだけであるが、それでも長年かけ続けている火災保険、自動車保険、生命保険等の掛金を全くの無駄払いだったとは思っていない。万々一の場合のことを考えれば、これまでに支払った掛け金もその時に十分な安心感をわれわれに与えてくれており、事故に遭わず、従って、保険金を貰うチャンスに恵まれなかったことを、むしろ幸運だったと思うだけである。

以上に見たとおり、現代のわれわれは、火災、自動車、生命、傷害等の民営の保険のほか、老齢、疾病、失業等に備える各種の社会保険により、生活を脅かす各種の危険に対し、十重二十重に防御されているといえるのである。このことを思うと、現代はまさに「保険の時代だ」という私の感想は、決して誤ったものとはいえないであろう。

2. 保険の歴史

われわれが現在、最も身近に感じる保険は多分、生命保険、自動車保険、火災保険、健康保険などであろうが、保険としてこの世に誕生した最初のものは海上保険であった。

この人類最初の保険は、14世紀に北部イタリアの商業都市であるジェノヴァ、ピサ、ベニス、フィレンツェなどで誕生したとされ、史実もそれを証する。次に誕生するのが火災保険であるが、これの誕生を

促したのは、当時のロンドン市の3/4を4昼夜にわたりて焼きつくした1666年のロンドン大火 (Great Fire) であり、この火災の惨状が、ニコラス・バーボン (Nicholas Barbon) という男に世界最初の火災保険の営業を思いつかせたとされる。

3番目に現れるのが生命保険で、これは1762年に設立のイギリスのエクイタブル社をもって、その嚆矢とする。第4番手が産業革命以後に発生した各種の新しい危険に対処するために生まれた保険、即ち新種保険で、イギリスを例にとると、1840年に誕生の身元信用保険に始まり、1849年の傷害保険、1858年の機械保険、1875年の賠償責任保険、1887年の盗難保険、1893年の貸倒れ担保の信用保険、1896年の自動車保険を指摘できる。これら19世紀の半ば以降に次々と誕生した新種保険のうち、現在まで特に顕著な発達を遂げたのが自動車保険と傷害保険で、現在のわが国でも急成長の結果、この2つは新種保険の領域から脱して、火災、海上とならぶ独立の営業種目となっている (Table 1)。

他方、以上の私的保険とは一線を画す社会保険の始まりは、1884年12月に実施をみたドイツの健康保険で、これは、当時の労資階級間に激烈な闘争が展開され、社会主义思想とその政党が急速に蔓延しつつあったドイツにおいて、有名な社会主義者鎮圧法の制定という「鞭」に対する「飴」として、鉄血宰相ビスマルクによって企画、実施されたものである。ドイツでは翌1885年に労災保険が実施され、さらに1891年には年金保険が実施されて、70歳以上の退職

老人や廢疾者に対する年金の支給が実現した。これらの健保、労災、年金保険等の社会保険制度は、やがてロイド・ジョージの率いるイギリスへ失業保険を伴って導入され、さらにそれらは、時を追って西欧のその他の諸国、アメリカ、そして戦後はわが国にも大々的に導入され、今日われわれが見るような社会保険全盛の時代を迎えることになるのである。

3. 保険の仕組みと効用

以上のように現在、文字どおり花盛りといえる保険であるが、これはいったいどのような仕組みの経済制度なのであろうか。他の経済制度である貯蓄などと、どこがどう違うのか。

保険の仕組みを一言でいえば、それは偶然を利用して最も安価に、かつ最も確実に偶然を克服する制度だといえる。

一例を挙げると、特定の家が向こう 1 年間に火災により焼失するか否かを確実に予測することは不可能であるし、また、特定の人が今後 10 年あるいは 20 年の間に死亡するか否かを確言できる人はいないであろう。しかしながら、例えば家の場合について言えば、過去の統計資料を調べることで観察の対象を増やし、何万、何十萬件について長期にわたり観察すると、そこにおのずから一定の規則性が把握できる。

これは要するに、個々の家屋について今後 1 年間にその家が火災により焼失するか否かを判定することは到底不可能であるが、観察の対象を増やし、かつ過去にさかのぼって多数の事例を調べると、そこにおのずから一定の規則性、つまり発生頻度、他の言葉でいえば発生の「確率」が把握される。そして、一般事情に特別の変化がない限り、その未来の発生率つまり確率は、過去のそれと同一視してさしつかえないといわれる。このことを称して、専門的には「大数の法則」というのであるが、保険はかくして把握された「確率」を利用して偶然を合理的に克服する経済制度にはかならない。そして、このことは生命保険や自動車保険などすべての保険に共通のことなのである。

現在、わが国での火災の発生頻度（確率）は大体 $\frac{1}{1000}$ 弱とされている。それゆえ 2,000 万円の価値のある建物の所有者が、これを火災保険につけるとすれば、 $2,000 \text{ 万円} \times \frac{1}{1000} = 2 \text{ 万円}$ を保険料として支

払えば、今後の 1 年間について保険の保護を得られ、安心して生活できるというわけである。これを逆に言えば、われわれが支払う保険料は、「保険金額」に「事故発生の確率」を乗じたものにはかならない。他の言葉で言えば、各加入者の支払う保険料の額は、その者が万一の場合に受け取る保険金額の数学的期待値に等しくなければならないということで、このことを称して一般に「給付・反対給付均等の原則」という。

上に述べた 2 万円は純保険料と呼ばれ、やがては保険金として全額払い出されてしまうものであるが、このほかに保険会社の経費と利潤を賄うものとして、付加保険料が上乗せされるから、2,000 万円の家を向こう 1 年間について火災保険につけるための掛金は、上の 2 万円を超え、1 等地である東京世田谷辺りのモルタル住宅の場合でも 2 万 7,000 円ほどになる。しかし、この 2 万 7,000 円を支払えば、以後 1 年間については、万ターマイホームが失火あるいは貴い火で焼けても、支払われる 2,000 万円の保険金で元通りの家を再築できるのであるから、その受ける恩恵は決して小さくない。

これをもし保険に頼らずに貯蓄で賄うとすれば、2,000 万円という巨額な貯えを持つ必要があるわけだが、そのようなことは至難のわざで、しかも大抵の場合は住宅ローンという重荷を背負いながらの貯蓄であり、さらに子弟の教育費負担等を考えれば、いったい何年かかれば目標の 2,000 万円を貯められるか予測もつかない。しかもその間、火災危険が襲わないという保障は何もない。大工または工務店等から引き渡しを受けたその瞬間から、火災による家屋の焼失危険は所有者自身のものとなる。

このように考えてくれば分かるように、火災のような不時の災害に対処する手段としては、貯蓄は保険に遠く及ばない。及ばない第 1 の理由は、貯蓄必要額を貯める間も火災危険は待ってはくれないという点であり、第 2 は、火災危険を貯蓄で対処しようとすれば、数千万円という巨費をいつでも現金化できる形で保持しなければならないという不経済性である。これに対して保険を利用すれば、少額の確定費用負担で直ちに大きな危険に対処できるほか、巨額な貯えを常時備えておく必要がないから、余裕金はすべて子弟の教育、店舗の改装、支店の拡張、従業員の増員等に有効利用できる。これを要するに保険は、危険がもつ偶然性を利用して最も安価かつ確実に危険を克服するための最有力手段であって、不

時の災害に対するものとしてはこれに優るものは見出しえない。

4. 私保険と社会保険

ひと口に保険といつても、その中にはいろいろ性格の異なるものがある。われわれにとり最も身近な保険である火災保険、自動車保険、生命保険などは、一般に私保険と呼ばれ、これらは営利を目的とする民間の生・損保会社によって売られている。これに対して健康保険や厚生・国民の両年金保険などの社会保険は、国または地方公共団体など公の機関が保険の運営にあたっており、そこには営利の入り込む余地は皆無である。

私保険と社会保険との間には、上述の「営利」「非営利」の違いのほかにも、次のような幾多の違いが存在する。第1に、私保険の加入者が支払う保険料は、その加入者のもつ危険度に正しく対応しているし（上述の「給付・反対給付均等の原則」）、また、対応することが負担の公平という観点からも必要だとされる。それゆえ、例えば生命保険では、たった1歳の年齢の違いでも保険料は異なるし、たとえ同年齢でも男女で料率に差がある。

これを火災保険の例でいえば、一つは建物の所在地のいかんにより日本全土は4つの等地に区分されているほか、建物の構造の違い、即ち耐火性の良否に従ってこれも4つに区分されている。かくして一番危険度が低いとされる江東6区以外の東京、埼玉、千葉、神奈川などに所在する同じ住宅でも、「C構造」とされるモルタル造りと「D構造」の木造とでは、保険金額対1,000円あたりで1.35円と1.50円の差があるから、住宅の価格が2,000万円の場合、前者の保険料が27,000円であるのに対して後者のそれは30,000円と、両者の間に3,000円の差がある。これが等地で最も危険度が高いとされる沖縄県と比較すると、その差はもっと歴然となる。沖縄ではモルタル造り住宅の料率は対1,000円あたり2.70円、木造で同じく3円ゆえ、2,000万円の価値ある家を火災保険につけるためには、モルタル造りで54,000円、木造で6万円を要する。

以上のように私保険の場合には、加入者の支払う保険料は、その人が万一の場合に受け取る保険金額の数学的期待値に等しくなければならぬということから、支払保険料と保険者の引受危険との間の均衡が厳しく追及され、一般にこれを $P=wZ$ という等式で表す（ P =保険料、 w =事故頻度・確率、 Z =保

険金額）。つまり先に述べた「給付・反対給付均等の原則」の貫徹が、個々の契約ごとに厳しく求められ、かつそれを求めるのが公平妥当とされる。

これに対して、社会保険の場合は全く様相が異なり、ここでの保険料負担は加入者の所得、つまり収入によって決められ、その人の持つ危険度、即ち保険金受領の可能性の大小とは無関係である。それゆえ、例えば健康保険を例に説明すれば、老父母や病弱な妻、そのうえたくさん子供を抱える労働者でも、その者の所得が少なければ支払う保険料は安い。反面、夫婦二人きりでおよそ病気とか病院とは無縁な人でも、夫の収入が多ければその人の支払う保険料は高い。これを要するに、私保険では保険加入者はその有する危険に見合った保険料を支払わなければならないのに対して、社会保険の場合の保険料は、その人の有する危険度とは全く無関係に、もっぱらその人の収入を基礎に定められ、しかも社会保険への加入は強制的で任意の脱退は認められない。

それゆえ、私保険ではあらゆる保険で貫徹している「給付・反対給付均等の原則」が、社会保険では貫徹していない。このことを称して一般に、私保険は「応益主義」であるのに対して、社会保険は「応能主義」だと言われる。その意味は、私保険での保険料負担は加入者がその保険の恩恵にあずかる可能性の大小に比例しているのに対して、社会保険の保険料負担は加入者の保険料負担能力に依存しているということである。従って当然のことながら、社会保険では所得の低い人およびその家族の受ける保険給付の一部を所得の高い人が負担しているわけで、ここに所得の多い人から少ない人への「所得の再分配」の存在が認められる。このような高所得者から低所得者への所得の再分配を肯定する理由づけは、税における累進課税のそれと同じもので、根本的には、国民のすべてに『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』を保障している憲法25条所定の基本的人権の確保という、国の負っている至上命題への全国人民の協力の必要性ということになるであろう。

このほかに社会保険では、本来、労働者自身が支払うべき保険料の全部または一部を使用者側で負担しているとか、事業費の全部または一部を国または地方公共団体が負担しているというように、「保険性」以外の要素、つまり「扶養性」の混在することも社会保険的一大特色で、この点もまた社会保険が私保険とは根本的に異なる点である。

以上述べたことからも、国が社会政策実行の手段

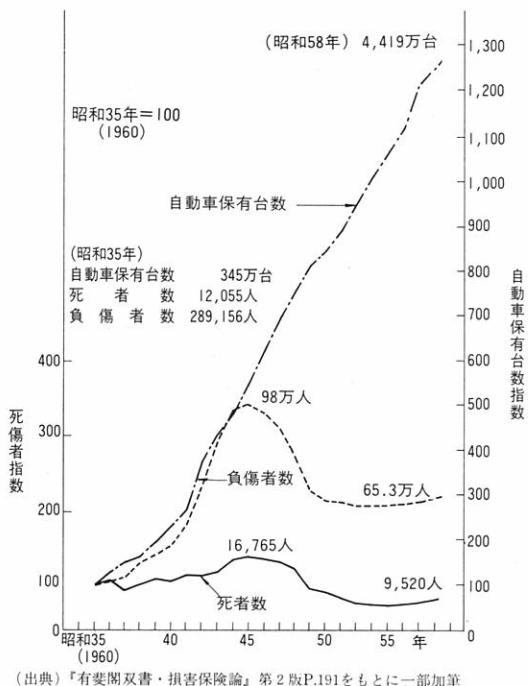


Fig.1 交通事故死傷者数と自動車保有台数の推移
Change of number of fatalities and vehicle ownership

として保険制度を利用しているにすぎない社会保険の、著しい特色が理解されるであろう。

5. 世はまさに自動車保険の時代である

Table 1 に見られるとおり、わが国の損害保険は明治12(1879)年の創業以来ごく最近まで、火災と海上が営業の大半を占める時代が長く続いた。わが国の損害保険会社のほとんどが、その商号に○○海上火災保険または○○火災海上保険会社というように、必ず火災と海上の2文字を並べているのはそのためである。ところが、この傾向は昭和40(1965)年頃を境に一変し、それまで夢想だにしなかった自動車保険が火災を追い越し、以後その傾向は今日まで変わっていない。即ち昭和40年度の元受保険料全体に占める火災の比率が38.2%であったのに対して、自動車のそれは任意と強制(自賠責)を併せると40.4%となり、この頃を境に、それまで常に主役の座にあった火災保険が自動車にその地位を奪われたのである。

このような事態を招來した原因が、戦後における自動車の急速な普及と、それに伴う死傷者の急増であることは言うまでもあるまい(Fig. 1)。かつては

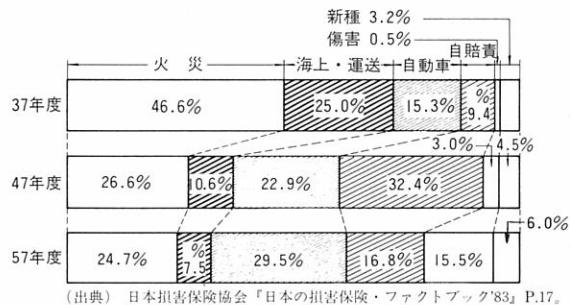


Fig.2 保険種目別元受保険料構成比の推移
Change of direct written premium structure by type of insurance

火災とともに損害保険を支える2本柱の1本であった海上保険も、今や6%台に落ち込み、火災保険も25%を割り込む事態になったのに対して、自動車は任意と強制を併せると46.3%（以上すべて1982年度の数字である）というように、圧倒的な優位を誇っており、そのことは自動車の任意保険だけをとっても同様に言えることである（火災の24.7%に対して自動車は29.5%）。これを金額で見た場合、昭和58(1983)年度の保険料収入合計4兆5,600億円中の1兆3,000億円余りが任意の自動車保険関係の収入である。それゆえ、今やこの1兆円産業としての自動車保険の業績の善し悪しが、損保業界全体ならびに各社の命運を直接左右するという事態にまで立ち至っているのである。その意味で、「世はまさに自動車保険の時代である」との立言は決して誇張ではないのである。

最近はまた傷害保険が異常ともいえる伸びを記録し、昭和57年度で海上の2倍を超える営業量を誇るまでに急成長しているが(Fig. 2)、これも第1次・第2次交通戦争といわれる事故多発現象が普及の推進力となっていることを否定できない。このように、わが国戦後の、世界に類例を見ない急激なモータリゼーションは、自動車産業以外の各分野にも計り知れない影響を及ぼしている点を見逃してはならないであろう。

6. 保険業のもつ2つの顔

保険企業には2つの顔がある。表の顔は保険、つまり個人または企業の有する危険をその個人または企業に代わって引き受ける危険負担者（=保険者）としての顔で、一般人はこの表の顔しか見ていないといえる。しかしながら、保険にはいま一つの重要な裏の顔がある。それは、保険加入者から支払われ

た保険料の蓄積からなる膨大な額の資金の運用者としての顔、つまり金融機関としての顔である。

ちなみに昭和57年度末で見てみると、生保は34兆6,138億円の総資産を持ち、そのうち32.7%にあたる11兆3,000億円を国債、地方債、社債、株式などの有価証券類に投じているほか、総資産の56.8%にあたる19兆6,000億円という巨額(59年度の国家予算52兆5,000億円の37%にあたる)を、企業を中心とした一般貸付けに向いている。他方、損保も同じ昭和57年度末で、8兆8,000億円の総資産を持ち、うち40.6%にあたる3兆5,000億円を有価証券類に、また、21.1%に相当する1兆8,000億円余を企業を中心とした貸付けにまわしている。

この結果、わが国の有力生・損保会社は、銀行その他の金融機関とともに、少なからぬ数の大企業で筆頭ないしそれに近い大株主となっている。例えば、昭和56(1981)年度の資料によると、金融業(銀行・保険・証券)の株式所有のベスト10に5つの生保会社が入っており、それらの5社が筆頭株主となっている企業の数は149社にも及ぶ。これをさらにベスト50にまで拡げた場合には、生保で13社、損保で10社が入り、それらが筆頭株主になっている企業の数はなんと219社にもなる。

このように生・損保とも企業貸付けと株式保有に資産の大部分を投じているのは、主として資産の有利かつ安全な運用を目指してのことであるが、そのほかにも付随的ながら重要な意図がある。その一つは、企業への融資あるいは企業の株式を保有することの見返りとして、その企業に關係のある保険契約

(生保であれば、当該企業の従業員を対象とした团体定期保険や企業年金保険を、損保の場合であれば、当該企業の所有物件を対象とした各種の損害保険契約)を優先的ないし独占的に獲得することがそれである。

いま一つは特に大企業の場合、株の買占めに対抗するための安定株主としての生・損保の役割の重要性を見落としてはならない。鉄鋼、電力、銀行、海運、倉庫、電鉄など、わが国の基幹産業の多くの会社で、保険会社が筆頭ないしそれに近い有力株主として鎮座しているのは、主としてこのためであるといってよい。それゆえ、生・損保資金の企業への貸付けあるいは株式保有を、単に有利な資産運用としてのみ捉えるのは大きな誤りといえる。

以上述べた投融资の実態から考えても、資金量の豊かな大手の生・損保企業が資産の乏しい中小の生・損保に比べ、契約の獲得という最も大切な場面でいかに有利か、よくお分かりいただけると思う。最後にいま一つ指摘しておきたいことは、主要な生・損保企業に顯著に見られる金融資本系列別の貸付けの多さと株式の相互保有で、この点も機関投資家としてのわが国の生・損保業的一大特色と言えるであろう。

いずれにしても、われわれとしては、保険業の持つ2つの顔のうちの顔、つまり有力な機関投資家としての保険業のあり方の面に、今後一層の関心と注意を払う必要があるというのが、私の率直な感想である。